

蛍光灯の処理も おまかせください！

廃棄物処理法政省令改正に伴う蛍光灯・水銀灯等の処理についてのご提案
蛍光灯の処理に関する法律が厳しくなりました。

2017年10月1日より、廃棄物処理法政省令が改定され、特定水銀使用製品の適正な廃棄物処理を管理することが求められています。(水銀廃棄物第11条・環境省ホームページより抜粋)

蛍光灯・水銀灯の処理は
以下のように定められています。

- ・他の廃棄物と一緒にしてはいけない
- ・故意に割ってはいけない
- ・適正な処理を行うこと

現在の運用が^{じゅんぽう}遵法かどうか
一度確認してみませんか？

Q.

どんな問題が発生するの？

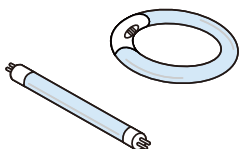
A.

上記の条例により、管理型及び遮断型埋立処分場での管理基準が厳しくなり、容易に受け入れができなくなったり、受け入れを断られたりする傾向にあります。

遵法性の確認も処理もお任せください！

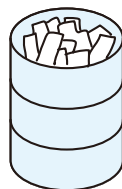
ナカダイなら・・・

使用済蛍光ランプ



水銀を含有しているため
割れないように保管・運搬

選別・破碎処理



ナカダイ工場にて、
選別・破碎処理
埋立の場合リサイクル率 0%

リサイクル



県内唯一の野村興産(株)様
への出荷ルートがあるので
100% リサイクルが可能

※コンデンサー・トランス・安定器などに含まれる低濃度 PCB も法律で定められた処理が必要です。

灯器具・コンデンサー・トランス・安定器・キュービクルなども受け入れ可能です。

どうぞご相談ください。